

# 国民年金のお知らせ 国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金課 ☎443-2067

国民年金サービスセンター 大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214 八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

## 保険料免除および納付猶予制度について

### 保険料免除制度とは

本人、配偶者および世帯主のそれぞれの前年の所得(1月から6月までの保険料については前々年の所得)が基準額以下の方は、申請して承認されると保険料の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。  
※一部免除が承認された場合、減額となった保険料を納付しないと、未納期間となります。

### 納付猶予制度とは

50歳未満の方で、本人および配偶者の前年の所得(1月から6月までの保険料については前々年の所得)が基準額以下の方は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保険料の納付が困難な場合の、特例による免除・納付猶予制度は、令和4年度で終了しました。詳細は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)を確認するか、問い合わせてください。

### 免除・猶予申請したいときは…

#### 対象

経済的な理由などで保険料の免除・猶予を希望される方

#### 申請場所

保険年金課(市役所1階)、各行政サービスセンター

#### 必要なもの

- ・基礎年金番号通知書・年金手帳など基礎年金番号がわかる書類
- ・離職票(失業中の方) など

#### 免除・猶予が受けられる期間

申請月の2年1カ月前から令和6年6月まで

※免除・猶予での年度は7月から翌年6月まで(保険料納付済の月を除きます)。

※任意加入されている方は対象外です。

※学生で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」を利用してください。

※出産の際は、「産前産後期間の免除制度」を利用してください。



## 免除・猶予申請することで、次の2つの利点があります

### 免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます

全額免除の場合、期間中は、保険料を納めなくても年金額の2分の1が保障されます(免除の手続きを行わず、未納の場合は保障されません)。

※納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが年金額には計算されません。

### 万が一の場合も保障が確保されます

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、主たる生計維持者が亡くなったときに遺族年金を受け取ることができます。



## 保険料の追納について 後から納めることもできます

免除や納付猶予の承認を受けた場合、将来受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば追納(後から保険料を納付すること)ができます。

※免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

追納を希望される場合は、日本年金機構富山年金事務所へ相談してください。

国民年金機構富山年金事務所 ☎441-3926(自動音声サービス②→②)

# 後期高齢者医療保険のお知らせ

国保年金課 ☎443-2063

国各行政サービスセンター 大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214 八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

## 被保険者証の発送

新しい被保険者証を7月中旬から順次送付します。8月1日(火)以降は、新しい被保険証を使用してください。  
※医療機関受診時の自己負担割合(1割、2割または3割)が、令和4年中の所得などにより変更となっている場合があります。  
※被保険者証が届かない場合は、保険年金課または発送元の富山県後期高齢者医療広域連合(☎465-7502)へ問い合わせてください。

## 保険料額のお知らせ

7月下旬に、「令和5年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します(6月以降に対象となった方は、8月以降に送付します)。

### 保険料の決まり方

保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。  
令和5年度の保険料率は前年度と同じです。令和5年度の賦課限度額は、**66万円**です。

<b>年間保険料 (限度額66万円)</b>	一人一人が平等に負担する <b>均等割額 46,800円</b>	+	所得に応じて負担する <b>所得割額</b> 所得 <sup>(※1)</sup> ×8.82%(保険料率)
※1) 令和4年中の年間所得から基礎控除額(43万円)を差し引いたものです。			

### 令和5年度の均等割額の軽減判定基準について

「軽減判定基準」とは、世帯の所得に応じて保険料が軽減される基準です。  
年間所得が次の表の基準額以下の世帯は、均等割額(46,800円)が軽減されます。

被保険者および世帯主の令和4年中の年間所得	令和5年度の均等割額(年額)	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	14,040円	7割
43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	23,400円	5割
43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	37,440円	2割

### 住民税非課税世帯の方、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ<sup>(※2)</sup>の方へ 各種認定証の申請をしてください

ひと月の医療費が高額になる場合は、認定証の交付を受けることで、医療機関での医療費などの支払いが自己負担限度額までになります。事前に申請が必要です。相談してください。

- ・非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」
- ・現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」

※すでに各認定証をお持ちで引き続き対象となる場合、更新手続きは不要です。  
新しい認定証(8月1日(火)以降使用可)を7月末ごろに順次送付します。

(※2) 住民税課税所得が145万円以上690万円未満の被保険者がいる世帯。